

「避難所生活とはどのようなものか？」

～保健師さんの避難所体験談～

「防災とボランティア週間」を前に、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震で、柏崎市内の避難所に派遣された保健師から、避難所では住民がどのように助け合ったか、どんな問題があったのかを語ってもらい、自助・共助・公助の重要性を学びます。

どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。



日時 1月14日(金)
午後7時～8時30分
(午後6時30分開場)

場所 わかくさ・プラザ「学習情報館・多目的ホール」

講師 井上玲子さん(岐阜保健所保健師)

- ◆定員 350人
- ◆入場料 無料
- ◆照会先 危機管理課 ☎23-7736

※1月15日～21日は「防災とボランティア週間」、
1月17日は「防災とボランティアの日」です。

国民年金のお知らせ

新成人の皆さん 忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

国内在住の20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者(第1号被保険者)の方は、市役所国保年金課で手続きをしてください。
サラリーマンや公務員(第2号被保険者)の方や、その方に扶養される配偶者(第3号被保険者)の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行うので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除

収入が少なくして国民年金保険料を納付できない場合は、申請により納付が猶予・免除される制度があります。この申請をしないまま、国民年金保険料が未納となつていくと、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの事態を招きます。

ますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生本人の申請により納付が猶予され、年金や障害基礎年金を受け取れなくなる事態を防ぐ制度です。

そのほかに、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

◇保険料の納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

〈照会先〉

国保年金課年金係

☎23-6724

美濃加茂年金事務所

☎0574-28181